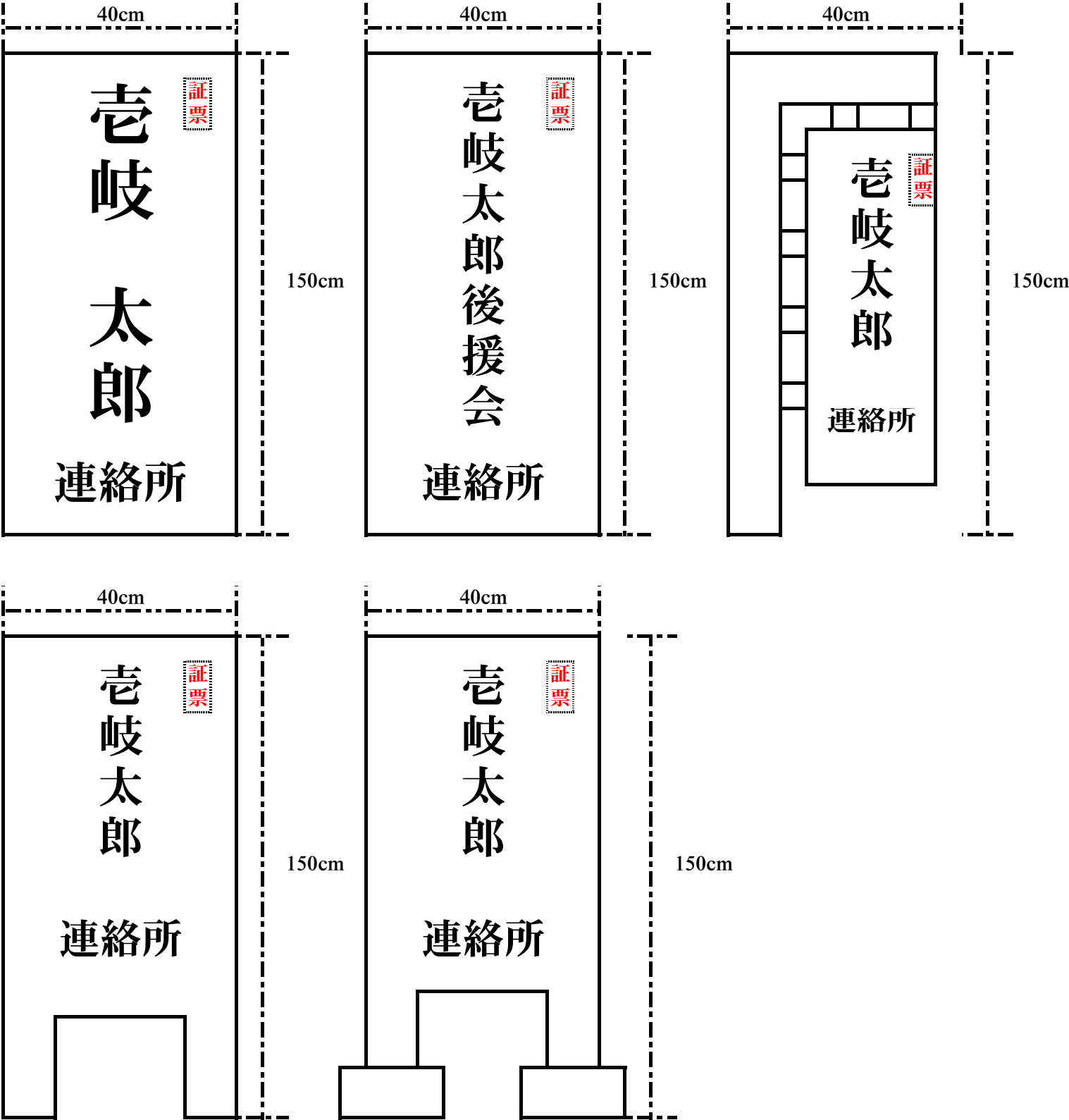


立札及び看板の類の大きさの範囲例



- 「証票」は、壱岐市選挙管理委員会の定める有効な証票を表面に表示してください
- 立札及び看板の類の大きさは、字句の記載されている部分のみならず、足がある場合は足の部分も含みます。（公職選挙法第143条第17項）
- 看板は必ず事務所（連絡所）としての実態があるものでなければなりません。
- 新たに作成された看板については現物確認します。